

第2編 震災編

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 市民生活安定化計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災者の生活確保	各課、関係機関
2. 住宅の建設等	建築宅地課、県
3. 中小企業への融資	県
4. 農林漁業者への融資	産業振興課、農業委員会、県
5. 義援金の受付・配付	財政課、会計課、社会福祉課
6. 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課
震災により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民の自己復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。 なお、各種支援制度については本計画策定時点での情報であり、支援金額等の条件については適用時点で変更されている可能性があるので留意する。	

1. 被災者の生活確保

(1) 災害相談窓口の開設

災害相談窓口を設置し、以下のような被災者の相談に応じる体制を確立する。

機関名	相談の取扱い
市	1 市庁舎等に被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。 2 震災によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て、専門相談窓口の開設に努める。
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、土木・都市、農林・水産、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業 (2) 被災児童、生徒及びその保護者への相談事業の実施 3 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
県警察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡してその活動を促す。

(2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等

イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、発行は建物被害調査をまとめた被災者台帳に基づいて市が行い、交付記録簿に記帳し発行記録を保存する。ただし、火災による罹災証明書に関しては印西地区消防組合が発行する。

災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

ア 罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

イ 証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、判定基準は内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

【資料編】白井市罹災証明書等交付要綱

(4) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 雇用の維持に向けた事業主への支援

ア 雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への周知・啓発に努める。

イ 雇用調整助成金等の特例的な運用については、県を通じて厚生労働省への要請を行う。

(6) 税等の免除等

被災した納税義務者または特別徴収義務者に対して、法令、地方税法、県条例、及び市条例の規定により納税等に関する緩和措置を講ずる。

ア 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付または納入することができないときは、その者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期限を限りその徴収を猶予することができる。また、その猶予された金額に対してやむを得ない理由があると認めるときは、さらに期間を延長することができる。ただし全体で2年をこえることはできない。

イ 減免

税目	減免の内容
個人の市民税	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者。
固定資産税・都市計画税	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産。
軽自動車税	被災状況に応じて。
特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地。
国民健康保険税	災害等により生活が著しく困難となった時。

ウ 期限の延長（市税条例第18条の2）

広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法または市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

エ 県税、国税の減免等

県及び国は、法令、地方税法及び県条例に基づき減免等災害の状況により実施する。

オ 介護保険料の免除等（市介護保険条例第22条、第23条）

(7) 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部に納付することができないと認める場合においては、申請によって6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(イ) 減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住家、家財又はその他の財産についての損害程度が甚大であるとき。

(7) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付け

市及び千葉縣市町村総合事務組合は、千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む。）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

【資料編】千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

(8) 生活福祉資金の貸し付け

ア 貸付対象

所得が低い世帯のうち、他からの融資が困難で、この資金の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯。

イ 貸付条件

(7) 償還期間据置期間経過後7年以内(据置期間6月以内)

(イ) 貸付金額一世帯150万円以内

(ウ) 利子 保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5% (据置期間中は無利子)

ただし、償還期間内に償還した場合、県単独事業による利子補給あり。

(エ) 原則として白井市に居住し、生活福祉資金を借受けていない連帯保証人が必要

ウ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

エ 申し込み方法

官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市福祉協議会へ申し込む。

(9) 災害見舞金等の支給

震災により被害を受けた住民に対し、更正意欲を促進し住民生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

【資料編】白井市災害見舞金等支給規則

(10) 生活保護

ア 被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

イ 被保護世帯が震災のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては「生活保護法」により家屋補修費の支給を行う。

(11) その他の生活確保

各公共機関は、被害を受けた市民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

2. 住宅の建設等

震災により住宅を滅失した被災者のための支援策は、次のとおりである。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な被災者に対し、住宅被害の状況等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設、若しくは被災者へ転貸するために買取又は借上げを行う。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行う。

(2) 公営住宅の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅等の活用を推進する。

(3) 借地借家制度の特例の適用

被災した地域において、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」（平成25年法律第61号）による特定大規模災害に指定された場合は、借地人及び借家人を保護する特例措置の適用を図る。

3. 中小企業への融資

県は、経営安定資金の融資対策を講じる。

	市町村認定枠	一般枠
融資対象者	・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第5講第4号の規定による認定を受けた者	・知事が指定する災害により被害を受けた者
融資使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	1 中小企業者 8,000 万円以内	
融資期間	設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内	
融資利率	年1.0%～1.4% (融資期間により異なる。)	年1.1%～1.7% (融資期間により異なる。)

市は、各種中小企業の融資制度について、県と白井市商工会の協力を得て周知する。

4. 農林漁業者への融資

市は、農林水産業に対する災害の応急復旧に係る各種農業金融制度について西印旛農業組合の協力を得て周知する。

5. 義援金の受付・配付

市は、全国から被災者に対して寄託される義援金については、関係機関並びに県及び義援金募集团体と連携して適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の受付

市	1 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受け付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
---	--

	2 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただし口座振込の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。
県	災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、ホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。
義 援 金 募 集 団 体	県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 また、関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金する。

(2) 義援金の配分及び輸送

市	1 県、義援金募集团体から送付された義援金について、その配分基準に基づき迅速に配分する。 2 被災者への配分状況について送付された団体に報告する。
県	県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）は、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。 義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する

6. 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、自立した生活再建を支援するため被災者生活再建支援基金を活用して、公益財団法人都道府県センターが支援金の支給を行う。

(1) 対象災害

暴風、洪水等の自然災害で次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(2) 対象世帯

次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合

計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

被害程度	基礎支援金	再建方法	加算支援金	計
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

(4) 支援金支給手続き

被災者は支給申請を市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県へ提出する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上下水道施設	上下水道課、県企業局
2. 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
3. ガス施設	東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)
4. 通信施設	東日本電信電話(株)
5. 公共土木施設	道路課、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所
水道・電気・ガス・通信等の施設、農業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。 これらの施設については、震災直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。	

1. 上下水道施設

応急復旧が一段落した段階で、上下水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 上水道施設の震災復旧の基本方針

被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。

(2) 上水道施設の復旧

配水場及び重要給水施設管路などの重要施設の復旧を優先的にを行い、速やかな通水を図る。

ア 配水場の復旧

地震発生後、停電が発生した場合は、配水場の自家発電機を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電気・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。

被害が大きい場合は、長時間を要する修理となるため、県営水道からのバックアップによる対応を迅速に検討する。

イ 管路の復旧

地震発生後、速やかに管路パトロールを行い、漏水が多発している場合は、上流側の本管から順次復旧を行うが、大口径管で復旧に時間を要する場合は、他系統管からのバックアップを検討し緊急対応する。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、管路更新を含めた適切な維持管理、管路のバックアップ対策等を計画的に実施する。

(3) 下水道施設の震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などにも与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(4) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生

や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア 道路施設（優先度の高い順）

- ①ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等
- ②その他の幹線管渠
- ③枝線管渠
- ④取付管渠

イ ポンプ場（優先度の高い順）

- ①非常用電力

2. 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：全回線送電不能の主要線路
- 第2順位：全回線送電不能のその他の線路
- 第3順位：一部回線送電不能の重要線路
- 第4順位：一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

変電設備の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- 第2順位：都市部に送電する系統の送電用変電所
- 第3順位：重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

通信設備の復旧順位は次のとおりである。

- 第1順位：給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- 第2順位：保守用回線
- 第3順位：業務用回線

(4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、ガス製造設備、供給設備、通信設備、需要家のガス施設について被害調査を行う。その上で調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ガスの製造、供給を停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を再開する。

(4) 再供給時事故防止措置

ガスの再供給を開始する際は、供給施設のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。次いで、各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃料状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 通信施設

災害により被災した通信回線の復旧については、以下に示す順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金義務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービス：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5. 公共土木施設

道路等の公共土木施設については、被災後直ちに応急復旧を行い、社会全般が落ち着きを取戻し社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業に着手するが、都市基盤の根幹をなすものであり、被災の教訓を基により堅牢な本復旧を目指すものとする。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。復旧にあたっては、被災者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

(2) 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設

河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、又は天然河岸の破壊で、応急復旧のままでは住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの。
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの。

イ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれの

あるもの。

第3節 財政援助等に関する計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 激甚災害特別財政援助法	各課
大規模な地震にともない、被害が発生した場合はその復旧にあたり多大な財政措置を必要とする。激甚災害に対処するための特別の財政援助等、国や県からの様々な財政援助を適格に受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目指す。	

1. 激甚災害特別財政援助法

県及び市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

また、市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

なお、市長は、激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局へ提出する。

なお激甚災害については「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

「激甚法」により、財政援助等を受ける事業等は以下の通りである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・公共土木施設災害復旧事業 | ・身体障害者社会参加施設災害復旧事業 |
| ・公共土木施設災害関連事業 | ・障害者支援施設等災害復旧事業 |
| ・公立学校施設災害復旧事業 | ・婦人保護施設災害復旧事業 |
| ・公営住宅等災害復旧事業 | ・感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| ・生活保護施設災害復旧事業 | ・感染症予防事業（公共施設区域内） |
| ・児童福祉施設災害復旧事業 | ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） |
| ・老人ホーム災害復旧事業 | ・湛水排除事業 |

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- | |
|------------------------------------|
| ・農地等の災害復旧事業 |
| ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| ・開拓者等の施設の災害復旧事業 |
| ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 |
| ・土地改良区等の行う湛水排除事業 |
| ・共同利用小型漁船の建造 |
| ・森林災害復旧事業 |
| ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 |

(3) 中小企業に関する特別の助成

- | |
|--------------------------|
| ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| ・事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |

(4) その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業
- ・私立学校施設災害復旧事業
- ・市が施工する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・小災害債の係る元利償還金の基準財政需要額への算入
- ・雇用保険法による休職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復興

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害からの復興に関する基本的な考え方	各課
2. 復興本部の設置	企画政策課、各課
3. 復興計画の策定	企画政策課、各課
4. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課
5. 復興対策の研究、検討	各課
被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。	

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守ること（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、県は、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

2. 復興本部の設置

市は、住民の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。

3. 復興計画の策定

市は、総合計画や県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。策定に当たっては、次の視点を考慮するとともに、被災者、各分野の有識者、市民団体の提案等を踏まえる。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会

の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。また、迅速で将来を見越した被災地の建築制限の実施、行政と住民等とが協働した都市計画の策定を目指す。さらに、都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。市の重要な産業においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

5. 復興対策の研究、検討

県は今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ア 教育施設の早期耐震化推進
 - イ 防災教育の一層の充実
 - ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化